

社会保険労務士事務所

金沢ロームオフィス通信

社会保険労務士法人 金沢ロームオフィス
 連絡先：〒920-0802 石川県金沢市三池町11
 9番地4
 TEL：076-225-3803 FAX：076-225-3804
 E-mail：info@sharoshiman.com



【健康保険証の廃止とマイナ保険証の切替(協会けんぽ)】

名称	現状と今後	退職時
健康保険証	2024年12月2日に廃止されるが、2025年12月1日までこれまで通り利用可能	2025年12月1日までに退職の方は返却必要
マイナ保険証 マイナンバーカード 	マイナンバーカードでマイナ保険証の利用登録済であれば、マイナ保険証として利用可能 ※マイナ保険証の利用登録を行ったかが不明なときは、マイナポータルから確認	切替の手続きに時間を要するため、退職日翌日以降に医療機関等を受診する際は、健康保険が変わる旨を伝える
資格情報のお知らせ(既に発行済み) 紙製カード型 	医療機関等で、カードリーダーが使えないときなどに、マイナンバーカードと一緒に提示することで、健康保険証として利用可能 一部の方は、2025年1月以降の発行	ご自身で破棄
資格確認書 従来の健康保険証と同じプラスチックカード型(色は黄色) 	マイナンバーカードを持っていない方、マイナ保険証の利用登録を行っていない方に発行(2025年9月以降予定) 4～5年の有効期限	有効期限内に退職の方は、返却必要

【12月2日以降に入社時の確認事項】

2024年12月2日以降に健康保険の**被保険者**や**被扶養者**となる場合、マイナ保険証が利用できない人には、申請によらず資格確認書が発行されるが、相当な時間を要するため、入社時(取得時)に**マイナ保険証の登録状況・資格確認書の必要性の確認**が必要

マイナンバーカードの マイナ保険証の利用登録	有	資格情報のお知らせの発行
	無	資格確認書の発行

【健康保険証の紛失】

◆健康保険証を紛失したときの対応

①会社への届出

有効期限 2025年12月1日までに、紛失したときには、協会けんぽ(保険者)への届出が必要

になるので、当事務所までご連絡を。

②警察への届出

健康保険証は身分証明書として悪用される可能性もあるため、必要に応じ、警察へ届け出。

◆資格確認書の発行

発行済みの健康保険証を紛失すると、健康保険証の再発行はされない。従業員(被保険者)やご家族(被扶養者)の希望により、資格確認書の発行ができるので、発行を希望されるときは、当事務所までご連絡を。

【年金の見直しの方向性】

11月25日、第21回社会保障審議会年金部会が開催され、基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了、在職老齢年金制度の見直し、標準報酬月額の上限引上げに関する議論が行われた。

【基礎年金のマクロ経済スライドによる給付調整の早期終了】

◆早期終了の背景・必要性

・基礎年金(1階)の給付調整は、過去30年の状況を投影した経済前提では、30年以上にわたり続き、その水準は長期にわたって低下する見込み。これにより、将来においては、厚生年金の受給者を含めた年金額が低下するとともに、所得再分配機能が低下(低所得層ほど年金額が低下)

・今後継続的な賃金や物価の上昇も想定される中、年金制度の持続可能性を確保しつつ、将来の公的年金全体の給付水準の向上を図る観点から、基礎年金(1階)と報酬比例部分(2階)の調整期間を一致させることにより、公的年金全体としてマクロ経済スライドによる給付調整をできる限り早期に終了させ、年金額が賃金や物価に連動して伸びるようにしていくことが必要

【在職老齢年金制度の見直し】

◆見直しの意義

・在職老齢年金制度が高齢者の就業意欲を削ぎ、さらなる労働参加を妨げている例も存在していることを踏まえ、高齢者の活躍を後押しし、できるだけ就業を抑制しない、働き方に中立的な仕組みとする観点から、在職老齢年金制度の見直しを検討

→ 近年の60歳以上の高齢者の平均賃金の上昇傾向を踏まえ、平均的な収入を得る50歳代

の労働者が、60歳代で賃金の低下を経ることなく働き続けた場合の賃金に加え一定以上の厚生年金加入期間に基づく年金収入を得ても支給停止とならないように基準額を見直す

◆見直しの方向性

- ・**案1**: 在職老齢年金制度の撤廃
- ・**案2**: 支給停止の基準額を 71万円に引上げ
- ・**案3**: 支給停止の基準額を 62万円に引上げ

【標準報酬月額の上限引上げ】

◆見直しの方向性

・令和2年9月の上限引上げを経ても上限等級に多くの者が該当している状態が継続し、上限該当者は負担能力に対して相対的に軽い保険料負担となっている中、今後、賃上げが継続すると見込んだ場合に、負担能力に応じた負担を求めるとともに、将来の給付も増やすことができるようにする観点から、現行ルールの見直しを検討する

・具体的には、男女ともに上限等級に該当する者が最頻値とならないように上限等級を見直すとともに、健康保険法の改定ルールを参考に、上限等級に該当する者が占める割合に着目して等級を追加することができるルールへの見直しを検討する

【特定(産業別)最低賃金】

特定(産業別)最低賃金の変更発表。

石川県は2024年12月31日改正発効。

一般機械 1,040円 自動車 1,040円

電気機械 1,008円 百貨店 994円

詳細は、石川労働局ホームページ最低賃金の詳細よりご確認ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saichin/chingin01.html

***** 当事務所より *****

賞与の支払があれば年金事務所へ届出が必要です。支払いがありましたら、速やかにご連絡ください。